

# 高齢者の通いの場 「生きがいサロン」を 開設しませんか？

- ・「生きがいサロン」とは、高齢者が気軽に集い、介護予防などの活動を行う「地域交流の場」です。町では、高齢者が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちとなり、社会との接点を無くして孤立することなどを防ぐため、新たに「生きがいサロン」を開設し運営する団体を募集しています。
- ▼**認定の基準**
- ・自主的かつ安全に運営を行い、営利活動等を目的としないもの
- ・月1回以上、1回当たり5人以上で3時間以上実施するもの
- ・地域住民や民生委員などの協力を得ながら運営するもの
- ・原則として、同一場所で3年以

- ・上継続して実施するもの
- ▼**補助の内容**
- ①設備改修費(手すりの取り付け、段差解消など) 10万円以内
- ②運営費(家賃、水道光熱費、講師謝礼など)
- ・基本額 1月当たり活動施設の面積に応じて1万円〜3万円
- ・加算額 利用者1人(延)につき250円
- ※設備改修費は初年度のみ支給します。運営費は週1回以上実施する場合に限ります。
- ▼**問合せ** 保健福祉課地域支援係  
☎72・6910



# 新たに「コウノトリ休暇 奨励金」を開始します

～不妊治療中も安心して働くために～

- ・不妊治療中も安心して働き続けられる環境を整備するため、不妊治療で休暇を取得する個人と雇用事業主の双方に奨励金を交付します。
- ▼**不妊治療で休暇を取得する個人の対象要件**
- ・法律上の婚姻をしており、医師による不妊治療を受けている方
- ・申請をする日の1年以上前から那須町に住所を有する方
- ・2カ月を超えて雇用され、週30時間以上就労し、厚生年金保険に加入している方
- ・町税を滞納していない方
- ▼**雇用事業主の対象要件**
- ・健康保険の適用を受けている



- ・不妊治療で休暇を取得している那須町在住の方を雇用している
- ・法人住民税を完納している
- ▼**支給額** 不妊治療者および雇用事業主ともに日額1万円(上限15万円)
- ▼**問合せ** こども未来課こども政策係☎72・6959

## 緊急通報装置貸与事業 のお知らせ

- ・緊急時にボタンを押すだけでコールセンターへつながり、健康相談に応じてくれる緊急通報装置の貸与事業を実施しています。
- ▼**対象者** 65歳以上の一人暮らしをする高齢者
- ▼**利用料** 無料
- ※通報した際にかかる電話料金は自己負担となります。
- ▼**その他** 緊急時に対応できる協力員2名が必要です。
- ▼**問合せ** 保健福祉課福祉係  
☎72・6917

## 乳幼児おむつ等購入助成券 の支給額が変わります

- ・令和5年4月以降に出生したお子さん(0歳児)の乳幼児おむつ等購入助成券交付額が次のとおり変更となります。(1歳児・2歳児の交付額に変更はありません)
- なお「すくすく出産・子育て応援給付金」として、別途5万円が支給されます。
- ※対象要件など、詳しくはお問い合わせください。
- ▼**変更内容**
- ・変更前 5万円
- ・変更後 2万円

## トイレトレーニングの タイミング

- ▼**問合せ** こども未来課こども政策係☎72・6959
- ・トイレトレーニングとは、トイレで排泄を行えるように練習し、排泄の自立をサポートすることです。
- ▼**始める目安**
- ・ひとりです歩ける。
- ・おしっここの感覚が2〜3時間程度空く。
- ・簡単な言葉が理解できる。
- ▼**進め方**
- ・絵本等で排泄は「トイレ」のイメージづくりをする。
- ・トイレの便座に座らせてみる。
- ▼**トイレトレーニングのコツ**
- ・トイレトレーニングを成功させるコツは、叱らないことです。できたときは、たくさんほめてあげましょう。おむつが外れパンツになると、肌にも優しくかぶれなくなると、また、温泉やプールにも連れて行けたり、出かけるときの荷物が減ったりするなどのメリットもあります。
- ※育児に関する相談を電話でも受け付けています。お気軽にご相談ください。
- ▼**問合せ** こども未来課母子健康係☎71・1137